

第4回食の安全・安心懇談会議事録

1 開催日時 平成17年5月31日（火）午前9時30分～正午

2 開催場所 新潟市新光町4番地1 新潟県自治会館 本館303会議室

3 別紙の名簿のとおり

4名の委員が所用により欠席。

柳田委員は、富樫 澄江 委員（新潟県生活協同組合連合会理事）の代理

4 懇談テーマ

(1) 新潟県食品安全条例（仮称）骨子案の検討素材（案）について

(2) 県民との意見交換について

(3) 県民電子会議室の開設について

5 懇談会の内容

食品安全基本方針推進に関する庁内連絡会議議長の上村生活衛生課長の司会により進行が行われた。

【福祉保健部長 丸山部長 あいさつ】

おはようございます。福祉保健部長の丸山でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本年度初めての懇談会ということでございます。そして、通算4回目という事になります。今回から新たに公募委員の方がお2人加わりまして、17名で構成された懇談会ということになりました。本日は残念ながら都合によりまして出席できない委員の方もいらっしゃいますけれども、ご参加いただきました委員の方々からは引き続きまして活発な意見交換をお願いしたいと考えておるところでございます。

本日のテーマといたしましては3つ用意してございます。

一つ目が新潟県食品安全条例（仮称）の骨子案の検討素材（案）でございます。2つ目が県民との意見交換会でございます。3つ目が県民電子会議室の開設についてということで用意をさせていただきました。最初の条例骨子案の検討素材（案）につきましては、前回懇談会で委員の皆様からいただきました意見等をふまえて、県として考え方や規定例を示した検討素材の（案）を作成したものでございます。今後これをベースにいたしまして、意見交換を行わせていただきたいと考えておるところでございます。本日は特に、この考え方や内容につきまして、追加すべき内容等がないか等、自由にご意見をうかがいたいと考えておるところでございます。

2つ目の県民電子会議室についてでございますが、6月に制定を目指しております新潟県安全安心なまちづくり条例の検討に際して、県庁で初めて電子会議室を開設したわけで

ありますので、県では2番目の取組みということになると考えております。これはインターネットを利用した意見交換の場として県のホームページ上に開設されるものでございます。簡単な登録を行いますと、誰でも参加できるということで、多くの県民の方々からご参加いただくことを期待しておるということでございます。

それから3番目の意見交換会につきましては、新潟県食品安全条例（仮称）を県民の方々の意見を基に作りたいと考えておるところでございます。県の皆様方からの意見集約にあたりましては、懇談会委員の皆様は懇談会以外の場でも様々なご協力いただきたいと思いますところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、お昼までということで時間に制約がございますけれども、たくさんの意見をお出しいただければということで期待しておるところでございます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

今回、初めての出席となる委員について、各自、一言あいさつをいただいた。

【石塚(誠)委員】※追加の公募委員（消費者）

初めまして。巻町から参りました石塚でございます。

35年あまり、食品業界においてメーカーとして、また、物流として勤めて参りました。今回は逆の消費者という立場で応募させていただきました。つねづね食品に関して関心がありましたので、今回機会を与えていただいて本当にありがとうございました。

よろしくお願いします。

【渡辺委員】※追加の公募委員（消費者）

渡辺と申します。新潟市から参りました。6年ほど前から地域の公民館などで、料理教室みたいな感じのものをやらせていただいております。6年になりますし、子供の食育クッキングということで1年以上やらせていただいております。その中で色々私なりに感じたことなどを、食品の安全・安心の面から何か提案という形で意見なりを述べさせてもらえたら幸いに思います。

よろしくお願いします。

【神田委員】※森澤委員の後任

新潟日報の神田と申します。

前回まで森澤委員が担当していたのですが、それを引き継ぐことになりました。なにぶん勉強不足なのでお役に立てるかどうか分かりませんが、私自身、食というものを美味しく安全に食べたいと思っていて関心が高いテーマなので、一緒に考えさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

【柳田委員】※富樫澄江委員（新潟県生活協同組合連合会理事）の代理出席

今回富樫さんの代わりに代理という形で、参加させていただきました。いろいろ生協の中でも組合員さんの方に伝えているつもりなんですけど、なかなか伝え切れていない部分

がありまして、そのあたり今回参加させていただいて、どういうふうに広報していけばいいか考えさせていただいて、広く声を色々な場面で聞いて、この会議に反映させていただければと思ひまして参加させていただきます。

よろしくお願いします。

この後、司会が、「食品安全基本方針推進に関する庁内連絡会議」、及び、今回の懇談会の進め方の２点について説明を行った。また、第２回及び第３回の懇談会で座長を務めた楠原委員へ、引き続き座長を務めてもらい、テーマに沿って懇談を開始してもらった。

《テーマ１：新潟県食品安全条例（仮称）骨子案の検討素材（案）について》

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

庁内連絡会議事務局を担当させていただいております福祉保健部生活衛生課食品衛生係の山下と申します。それでは説明をさせていただきます。

最初に恐縮でございますが、お手元の資料 No.1 の 3 ページ目について一部訂正をお願いします。

：

（資料訂正）

：

それでは説明いたします。

これから説明させていただく新潟県食品安全条例（仮称）骨子案の検討素材（案）については、４点のパーツから構成されています。

- １点目 … 条例制定の趣旨、
- ２点目 … 条例制定にあたっての視点
- ３点目 … 検討素材の位置づけ
- ４点目 … 考え方

の以上４点でございます。

１点目、２点目については、前回 ３月開催の懇談会で庁内連絡会議議長から説明があったところですが、今ほどの話にもありましたように、本日は新たな委員の皆さまがおられることから、改めて概略を説明させていただきます。

１点目の条例制定の趣旨でございますが、申すまでもなく、食の安全・安心確保を図ることは、県民が健康な生活をおくる上で大変重要な要素の一つです。

食の安全に関する様々な問題に対処するため、県では、平成１５年８月に「新潟県における食品安全基本方針」を策定し、施策の方向性を示すと共に具体的な事業実施計画としてアクションプランで定め、施策を進めてきたところです。

しかしながら、食品の安全確保は、県民皆さまの消費行動や生産者及び事業者のモラルなど様々な要素が存在するため、さきほどの県の取組だけでは必ずしも十分とはいえず、生産者及び事業者等、消費者、それに県民のみなさまとによる協働と相互理解が不可欠であります。そのため、生産者及び事業者等の関係者の責務や、県民のみなさまの役割を明

確にし、県全体で取り組む必要があります。また、食品の安全確保に当たっては、今以上に関連施策の総合的推進が求められております。

一方では、農産物の生産や加工食品の製造を重要産業とする本県にとって、食品の安全・安心を確保し、消費者の方々の信頼を得ることは、農産物や加工食品の付加価値を高めることにもつながると考えております。

これらのことから、食の安全・安心確保に関する施策について基本理念や関係者の責務等を明らかに示し、県民が安全・安心な食品を享受し、かつ提供する新潟県を目指すため、条例を制定することといたしました。

次に2点目の条例制定にあたっての視点でございますが、4つの視点に基づく条例を制定することといたしました。

1つ目は、行政、事業者の責務並びに県民の役割を明確にすること。

2つ目は、将来に渡って食の安全・安心確保に積極的に取り組むことを示すこと。

3つ目は、食品についての関連施策の総合的推進を図ること。

4つ目は、情報公開の徹底と県民意見反映のための仕組みを作ること。

でございます。

次に3点目の検討素材の位置づけでございますが、この検討素材は、県民の皆様から条例に盛り込むべき内容等について幅広くご意見を頂くために、県としての基本的な考え方、条例に規定される内容の具体例等をたたき台として示してあります。

この内容を参考に、県民の皆様一人ひとりが、普段感じている食の安全・安心に対する思いや県、生産者及び事業者等、または、県民の皆さまに対する率直な意見をそれぞれの立場でお互いに意思表示することで発信し、相互理解をはかり、県民全体で条例をつくりあげて行きたいと考えております。

次に4点目の「制定に向けた考え方」でございます。

最初に総則に関すること、次に食品の安全・安心に関する基本的施策に関すること、最後に附属機関の設置等、大きく3つに分類整理してお示しいたしました。ここでは、それぞれについてお示した県としての基本的な考え方についてのみ述べさせていただくことといたします。

なお、その下に記載されております具体例につきましては、懇談会でいただいた意見等もふまえ、既に制定された他県等の条例を参考にしながら、庁内連絡会議にもお諮りした事例としてお示ししておりますので、委員の皆さまにはご意見の参考としてご覧いただきたくお願いいたします。

最初の第1「総則」ですが、内容として以下の4点がございます。

1点目として条例の「名称」でございます。

この名称についての基本的な考え方といたしましては、食の安全・安心確保は県民の生活に密接に関わっているとともに、県民全体で推進するものであるため、県民にとって分かりやすい名称にする必要があると考えております。

2点目として、「目的」でございますが、常に県民が安全・安心な食品を享受し、かつ提供する新潟県を目指すとの条例制定の発議の段階でもうたわれておりますが、条例の制定の趣旨を明確に示すためのものと考えております。

3点目として「基本理念」でございますが、県が食の安全・安心確保施策を進めていく

上での基本的な考え方や姿勢を示すとともに、今後実施していく食の安全・安心確保対策のよりどころを明確にするためのものと考えております。

４点目として「関係者の責務及び役割」でございますが、県の責務としては、条例の目的や理念を踏まえ、食の安全・安心確保対策を推進することを県の責務として明確に規定すべきと考えております。次に、生産者及び事業者の責務につきましては、農業や漁業の生産者、及び食品を製造、販売等する事業者は、食品の供給者として、その安全確保に第一義的責任があることを明確にすべきと考えております。最後に県民の役割でございますが、食の安全・安心を確保するには、県や生産者及び事業者の取り組みだけでなく、消費者である県民の積極的な取り組みが不可欠であることから、県民の役割を明確にすべきと考えております。

次に第２の「食品の安全・安心確保に関する基本的施策」でございますが、基本的な考え方としては、食品の生産から消費までの各段階で、県は関係者の相互理解と協働のもと、総合的な取組を計画的に進めることを示すべきと考えております。

最後になりましたが、第３の「その他（付属機関の設置）」でございます。県に対し、諮問や提言ができるような付属機関の設置を条例に規定すべきと考えております。

以上で条例骨子案の検討素材（案）の説明を終わらせていただきます。

【楠原座長】

ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた骨子案ですけど、条例全体のイメージというものが少しはつきりしてきたのではないかと思います。

この検討素材（案）は、これをもとにして県民の皆さまからいろいろ意見をいただいて条例案を作っていくということなんですけど、この素材につきまして、考え方とそれに対しての規定内容、これはあくまで具体例なんですけど、こういうものが入っているわけなんですけど、これをもとにして県民の方々からご意見をいただくということでよいのかどうかということを、ここでご意見をいただくものです。

まず素材案の全体を通じまして、ご意見ございますでしょうか。まず全体を見て感じたことでもけっこうです。よろしくお願いします。

…じゃあ少し絞ってご意見賜っていかうと思います。

まず検討素材（案）の条例制定の趣旨と条例制定に当たっての視点、それから検討事項の位置づけということがありますけど、大体こういうことでよろしいかどうかということなんでございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

【遠藤委員】

「協働」という言葉をわざと使っているんですけど、あまり聞き慣れない言葉ですね。協力して働きかけるとか、そういう風な方が県民にはわかりやすい気がするんですが。一般的に国や国会などでよく使われている言葉なんですか？

【楠原座長】

事務局の方、回答をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

「協働」という意味なんです、今、先生のおっしゃるとおりでございまして、協力して皆さんで共にやってみようという素朴な意味がございます。ただ、これをちょっと凝縮して縮めますと「協働、相互理解」というようなそういう言葉の使い方、行政用語と言われてしまえばそれまでございますが、そのような言葉の使い方を一般的にさせていただいています。

【遠藤委員】

耳で聞くと「共同募金」の「共」に「同じ」で「共同」という単語と誤解されるんじゃないかなと思います。日本語というのは、やはり漢字を多く使えば使うほどわかりにくくなる。それから同音が多くなるものですから、割とくだいていただいた方が間違いがないという意味ではよろしいのではないかな。何も法律を解釈するわけでもないで。

【楠原座長】

確かに読んでいまして何となく「協働」という言葉が目につくんですね。県民のためでしたら、もっとわかりやすい言葉のほうが何となくいいような感じがします。

【小熊委員】

私は「協働」でよいのかなという思いがしています。これから皆で一緒にやっていくという概念になりますから、これはごく当たり前になるのではないかなという思いがしています。それと、第2(3)で「食品」についての関連施策と書いてありますが、これ「食と農」のほうがよいのかなと一読して思いましたので発言させていただきました。

【楠原座長】

3番目の「食品」は何か定義付けはなさるのでしょうか。

普通、食品というと、食品の中に作物かなんかすべて含まれているような感じがするんですが、事務局のほう何か、ただいまのご意見に対してお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

楠原先生のおっしゃるとおりで、食品というのは、原材料から完成した製品まですべてを含むという意味で、ここでは使わせていただいています。

【小熊委員】

生産から流通、消費者まで全部ひっくるめての条例ですので、それぞれの立場で動きやすいようにする、わかりやすいようにするという意味では「食品」より「食と農」のほうがよいという思いで発言させていただきました。

【楠原座長】

その他に何か意見ございませんでしょうか。特に条例制定の趣旨、これでよいのかどう

か、条例制定にあたっての視点、検討素材の位置づけなんですけども…。もしありませんようでしたら、また後で振り返りますけども。

次に、制定に向けた考え方ということで、総則における条例の名称から、目的、基本理念、関係者の責務及び役割、食の安全・安心確保に関する基本的施策が出ています。規定内容としてはそこに具体例がございますが、この具体例でよいのかどうかということと、もう一つ気になるのは条例の名称なんですけど、他県の条例の名称が出ていますけど、「食」と「食品」という2つの単語が使われているわけなんですけど、どちらが良いということではないと思うんですが、その言葉遣いの違いなんですけど、新潟県の場合は「食」あるいは「食品」どちらがよいか、あるいは今、小熊委員から出されました「食と農」という言葉、そういうことを踏まえて何かいい名称がございましたら賜りたいと思います。

いかがでしょうか。宮城県の場合は「食の安全・安心」とか、あるいは埼玉県、北海道、大分県も「食」と使っております。秋田県、岐阜県、群馬県ですと、「食品」という言葉を使った安全基本条例ということなんですけど。

【西委員】

4の関係者の責務及び役割ということで、(2)の「生産者及び事業者の責務」というのがあるんですけど、その中の具体例で、「表示を含めて適切な情報を提供、公開する」とあるんですが、例えば流行については失礼だが、トレーサビリティの問題があると思うんですけど、これらについてあんまりがんじがらめのものをやってもどうしようもないのではないかなという気がするんですよ。

といいますのは、一般の消費者はトレーサビリティのことを詳しくやってもあまりわからないのではないかなと思うし、例えば東京などのスーパーなどでは食品の脇にパソコンを置いてキーを押すといろんな形のものが出てきて、いつでも検索できるというものが置いてあるということですが、果たしてそこまでするようなことは必要はないと思うんでね、表示を含め適切な情報提供とあるんですが、あんまりがんじがらめのものをやっても必要ないかなという気がする。その辺はどうでしょうか。

【楠原座長】

今、「表示を含め適切な情報を提供、公開する」と、トレーサビリティのことを県民の方はあまり理解がないのではないかなというご意見でございしますが、

【西委員】

むしろもっとわかりやすいような表現というかね。

【楠原座長】

これについて消費者代表の方、何かご意見ありませんでしょうか

【石塚（誠）委員】

今、トレーサビリティの話が出ましたが、私もよく会合がある機会に、ご婦人の方からトレーサビリティというものをよく知らない方が多いんですね。といいますのは高齢の方

々から、なぜ高齢者がこれだけ多くなるのにどうして横文字ばかりつけるんだろうと。「食べ物の生い立ち」とかいろいろ言い方があるんじゃないかと、私もこういう機会を与えられて、ぜひ皆さんにお願いしてみてくださいよと、もう少しわかりやすく、県民、消費者の方がわかりやすい表現や言葉遣いを使っていた方がよいとご参考までにお話させていただきました。

【楠原座長】

表示の件を含め、他県なんかですね、もっと具体的に表示、そのほか認証制度とかそういう言葉を使っているところがありますね。

表示というのはある面では消費者に安心を与える面としては大事だろうとは思っているんですけど、ただ、トレーサビリティという言葉については、食品安全基本方針を作成しました時にかなり議論はしまして、やはりトレーサビリティは重要視していかなければいけないだろうとなりました。

なぜかという、BSEの問題もございましたし、その他の食品につきましても履歴をはっきりさせようという考え方で、それがどのくらい県民に一般化しているかは、それはちょっと問題があるかもしれませんけど。

【西委員】

トレーサビリティ自体は絶対必要と思っていますので、その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

【柳田委員】

よく私たちも言われるんですけど横文字が多いと思います。

先ほどの「協働」という言葉も注釈をきちんと付けておけば、「一緒に共に」という意味ですが、そこに一つ一つに「協働とは～」という形でずっと行くと条例の中の文言も長くなると思いますので、やはり全体でこの条例中に使われている言葉、「トレーサビリティ」一つにしても「生産履歴」とか、わかりやすい言葉での説明がこれからも重要になっていくと思います。そのあたりをどこかで入れていただきたいなと思いました。まず消費者に関心を持っていただくためにも言葉がきちっとわからなければ伝わっていかないと思いますので、まだまだその辺がずいぶん不足しているのかなと思います。

【楠原座長】

どうもありがとうございました。私自身も理解しております。他に何か。

【廣川委員】

名称について、私の考え方ですが、「食品」というとどうも単体的な考え方になるんです。だけど、この中に盛り込まれているのは、考え方からして県民全体の健康生活ということを入れた安全・安心ということだと思いますので、その中には当然、食育とか食生活の健康的な取り合わせが入ってくるから、これはやはり「食品」より「食」がふさわしいのではないかという気がいたします。

【楠原座長】

この名称の件に関しまして他にご意見は。

【遠藤委員】

私も賛成なんですけど、例えば食品衛生法ですと「食品」とは添加物も入ることが全部うたってあるわけですね。だけど一般の人にとっては「食品」というイメージというのはできあがった製品であろうと思うわけです。先ほどもお話にあったように「食」というと文化とか教育とか歴史的背景、それを支えるもの、地域性もありますでしょうから、そういう意味では「食品」よりは「食」のほうがよろしいと思うわけです。

もう一つ、普通、条例制定の趣旨にもありますけど、「安全・安心」というと普通は「確保する」わけですよね。で、ここの条例を見ると、「推進する」となっている。「安全・安心を推進する」というのは日本語として普通は成り立たないわけですよね。「確保する」ための条例というのであれば、よろしいかと思えますけど、そちらのほうが僕は強いと思います。「安全・安心を推進する」を考える時、「健康」というのも「増進」となっているわけで、だからもう少し、ある意味で「施策を推進する」というのがかっこ書きで多分入っていて、この「推進」になっていると思えますけど、「確保するため」に関するのであれば、そちらの方がよほど強いという気がしました。

【楠原座長】

他にご意見ございませんでしょうか

【小熊委員】

名称ですが、「県民全体で」と「わかりやすい」ということが基本にあると思います。そこで「食品」より「食」の方が絶対いいと思います。「安全・安心」ですが、私は市民を2つに分けています。昼は経済市民、5時以降は生活市民ということで、経済市民のほうはまさに安全を提供し、アフター5の生活市民は安心を享受できる…。「食」「安全・安心」そして今先生おっしゃったようにこの後何をつけるかは議論していただければと思います。

【楠原座長】

条例の名称ですが、この懇談会では「食品」よりは「食」の方がいいだろうというようなご意見が出たわけですけど、名称以外に目的とか基本理念とかあるいは施策、責務、役割の面がありますけども、どうでしょうか。

【宇田委員】

今の「推進」を入れるか入れないかという意見の中で遠藤先生と少し違う考えを持っています。遠藤先生がおっしゃったような言葉からのあれではなくて、一般的な印象からとらえた方がいいんじゃないかなという気がしています。むしろ「推進」は、積極的だ、現在進行し、これからも進行している、というニュアンスが入っていると思うんですね。で

すから、そういうニュアンスを出したほうが受け入れやすいんじゃないかなと、あくまで印象ですけど、そういう感じがします。

【遠藤委員】

「推進」というと、ホワっとしている。プロパガンダ的にはよろしいかもしれませんが、本来的には日本語としておかしいと私は思っています。あくまでも。

【楠原座長】

これについては置いておきまして、条例案制定の時にご意見たまわろうと思いますけど、他にお気づきになったことや、そこに具体例が出ていますけど、このようなものでいいのかどうかということ、特に基本的施策のところの考え方はこれでいいのかもしれませんが、具体例が 13 ばかり載っていますが、こういうのでいいのかどうかということも踏まえてご意見をちょうだいしたいと思います。

【斎藤委員】

「関係者の責務及び役割」の「県民の役割」の具体例のところですが、一つ「食の安全に対する知識を深め、風評に踊らされず」という文言が入っておりますけど、その次に「生産者及び事業者の取り組みを理解する」という文言があります。

これらは当然県民の義務であるかとは思いますが、知識を深め風評に踊らされずというは、すごく難しいことじゃないかなと思います。私自身も何が事実で何が違うんだろと調べることはすごく大変なこととして、これが難しいということです。「生産者及び事業者の取り組みを理解する」ということも、公開されていれば別ですけど、それを県民が理解するというのもすごく難しいことだなという感じがしております、この2つがちょっと気になりましたので発言させていただきました。

【楠原座長】

今、「食の安全に対する知識を深め、風評に踊らされず、自ら考え合理的に行動する」ということなんですけど、こういう具体例を盛り込まれたことに関して、事務局から何か考えがあって出されているわけでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

具体例でございますが、最初にちょっとお断り申し上げましたけど、他県の条例に「食品の安全に対する知識を深め風評に踊らされず」という具体的な文言が入っております、やはり埼玉県におけるほうれん草ダイオキシンだとか、昨今の鳥インフルエンザとか、様々な問題がございます。その辺から、やはり自分できちんと正しくいろんな情報を集め判断してということで、後発の県がこのようなものを入れてきていると記憶してございます。

【遠藤委員】

「目的」の3番目に「県民の健康保護を図る」という言葉が出ています。これは石上課長にお答えいただいたほうがよいと思いんですが、「県民の健康」というと「保持増進」と

という言葉があるんですが、「保護」というと、なんとなくこれ非常に「県民はもともと弱いものだよ」というような…もちろん「安全を担保する」という意味ではいいんでしょうけど、例えば「保持し、もって健康増進に寄与する」くらいだと非常によろしいような気がするんですが…。

【事務局 福祉保健部健康対策課 石上部参事】

先生おっしゃるとおりだと思います。そのほうが良い言葉になると思います。

【楠原座長】

ありがとうございました。他にどなたか。

【石塚委員】

役割のところでさかんに「環境に配慮」という言葉がいくつか出てくるんですが、条例的にはすごく当たり前のことですし、当然必要なことだと僕は思うんですが、じゃあ条例制定後に僕が一番懸念するのは、具体的に県としてどういう風な考え方で環境というものを生産現場、加工品現場、いろんな消費する現場からいろいろあると思うんですが、そこをどういう風な形で構築していったらいいのかな、つなげていくのかが見えない。

条例制定は文言としてすごく当たり前のことがいろいろ書いてあるんですよ。そこも本来であれば、別な部分できっちり議論していかないと、「条例は作ったよ、だけど中身は全然生産現場・消費現場に伝わってないよ」と、過去にもいろいろあった事例だと思うので…。僕も環境は好きな分野ですのでちょっと感じました。これからのことかもしれないけど…。

【遠藤委員】

私も気になっていて、例えば、環境に配慮するという基本理念としてはいいんでしょうが、それがそのまま「生産者及び事業者の責務」の具体例として書いてある。同じ言葉が入っているわけでちっとも具体的になっていないわけですね。だから、例えば環境保全に配慮し、エコロジーを推進するとかね、そういうほうがまだ少しは具体的になっていて、同じ文言で基本的な理念のところと役割のところと同じ文言が入っているというのはちっとも具体的になっていないと思います。もう少し具体化されて、今、エコロジーとかチームエコとかいろんなことがあるんですから、環境守るだけじゃなくて積極的にいい方向に行くんだよということを盛り込んでいただきたいと思います。

【楠原座長】

環境への配慮、確かに漠然としているわけですし、幅広いことなんですけど、何か事務局のほうで考えありますでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 上村部参事】

先生の言われたとおりでございまして、私どもの落ち度だと思います。改めていろいろな意見をお聞きしながら具体例を示していきたいと思っています。

【柳田委員】

生産者とか事業者のところに環境のその部分が基本理念に入っているところで、具体例で県民の方にも、やはり今いろいろ残渣とかあってもそのまま廃棄になっている率が高いという分析もありましたので、そのあたり、県民の責務にも盛り込んで具体例を示した方がよいのではないかなと感じました。

【鶴田委員】

他に、ちょっと何日か前会議に出させていただいたところで、食育というのはどこですかという話がすごく盛り上がったんですね。その時に家庭でするのではないかという話がなされたり学校教育なんじゃないかという話がなされたり、いろいろあったんです。私自身も今も食育は本来的にどこでなされていくのかよくわかっていないのが現状です。

今日お話をうかがう中で、県民の役割のところ「食の安全に関する知識を深め風評に踊らされず」と、確かに難しいと私も思いながら、いろんなところで催しがあると、私は積極的に出て行こうと努力しているわけですが、そういうのをもう少し具体的にうたっていくというか、もっていかないと…。知識を深める場があるのかなのか、一消費者としてはじゃあ場が提供されればそこに行きたいと思っている人がいるかもしれないし、そのあたりの、深めるためには県は何をしてくれるのか、県がどのような催しを開催してくれるのかなという思いも生まれました。

で、3つ具体例としてここに掲げてあるんですが、「関係者が行う食の安全確保の取り組みに積極的に参加すると共に、意見を表明」というそれが逆に一番上に来て、まず積極的に自ら県民もしていくんだよ、というのがあって、そしてその次にじゃあ具体的にこういうのもあるよ、という、持って行き方の順番、たかが順番なのかもしれないが、そのところは重要なのかなと思いました。

それから、先ほどから皆さんおっしゃったように、環境といったときにものを作る人が考えている環境と、それから、それを県が指導するというか、こういう方針、これはこういう風にやっていきましょうという、環境ということだけでなくものを作るということに対してもそうだと思うんですが、それぞれの立場で指導というか、ポイントが違ってくると思うんです。そのポイントを押さえて条例制定の時には記述していかないと、うまく伝わっていかないのではないかなという思いがします。私は具体的にはどういうこととか言えないが、一消費者でしかないのと言えないが、それぞれのポジションにたった言葉で表現できるならばお願いしたいと考えます。

【楠原座長】

確かに規定内容の具体例というのは何か漠然と書かれているようなところがたくさんあるわけで、実際、他県の何かを読みますと、もっと具体的に有機農業云々とか遺伝子作物云々ですとか、あるいは動物の家畜法定伝染病とかいろんなことがうたわれているものもあるんですけど、実際に条例案を作られるときに、そういう細かなこともこれに入っていくんでしょうか、ちょっと事務局の方でどういうお考えかお知らせをしていただきたいと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

今、懇談会を開かせていただいたりして、県民の代表のご意見をお聞きしているところでございますし、これからまたご説明いたします電子会議等でご意見をちょうだいしたり、あるいは各地域で皆さん方からご意見をお聞きすると、こういう中で出てきたものを参考にして構築していこうということでございますので、できるだけ多くのみなさんの意見を集約して立派な条例にしたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

【楠原座長】

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

【小熊委員】

関係者の責務及び役割ということで、「県」「生産者・事業者」「県民の役割」ということですが、上村さん、ごめんなさい、私は「県の責務」が一番弱いと思います。

つまり、知事が、安全・安心な作物を提供すると同時に、産業を活性化するという2つの軸を出しておられる。そしてそれは大きな流れからいうと、都市行政からを想定して動いておられた中で、一番変わっていただきたいのは「県」なんだろうと私は思います。その時は人に動いてもらわないといけないわけですから、人に動いていただけるキーワードとか目標値みたいな要素をきちんと入れないと、名称は多分この辺で決まるんでしょうけど、できたはいいけれども多分、これらの県と同じレベルというか、埋没して、新潟県らしい特徴がぼーんと出てこないんじゃないかなという思いがしています。

で、どういうことかという、情報を疑ってほしいんですよ、当たり前のことを言っていると。今回も震災があって、電気に乗かって全部やってるのだけど、電気一つぼしゃると全部くずれるということがあるんで、たとえば、生産者のレベルでいうと、多分言っているところは農薬のどうのこうのという話になるんだろうと思うんだけど、例えば、土というものを「健康日本一」とか「健全な土日本一」とかいうテーマでやっていくとおもしろいと思います。

同様に、流通なんかも過程でチェックというふうに言われてるだろうけど、昭和41年頃の例の大規模指定産地制度という「食の高速道路」で変わったわけですよ。それ以前は女池の農家が古町で商売されてたんだけど、昭和41年頃から、法律等により整備された「食の高速道路」で変わって、現在、それに乗かって議論を組み立てているけど、それがいろんな問題を起こしているんで、その昭和41年頃の「食の高速道路」という情報をまず疑って、じゃあチャラにしよう、どうやったらいいのかというところで、仕掛けをしてもらう。例えば、地域の地元産の自給率をどうするかというような概念とか数値目標を出していただけると、はっきりして新潟らしさが出るんじゃないかなと思います。

そして、最後は消費者のところなんだけど、例えば今、米60kgくらいしか1人食べないけど、それを倍食べるとか、「お米・とき米文化日本一」とかそんなことで、情報を疑うところから1回入ってもらって「新潟県、他のところとちょっと違うぜ、情報を超えてるよ」というところを、ぜひ仕掛けていただくといいと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

大変いいご意見ありがとうございます

常々、泉田知事が言われておりますのは、新潟県の経済高揚は「食と農」だと、こういう風に言われているわけですので、その辺からしますと県の責務が一番簡単に書いてありますが、実際、気持ちの中ではそういったことに対応すべく準備はしておりますが、ここには載っていません。大変申し訳ございません。今、小熊委員が言われたこと、非常に大事なことでございますので、是非参考にさせていただいて取り組みをしたいと思います。ありがとうございます。

【楠原座長】

他にご意見ございませんでしょうか。まだ時間は15分ほどございます。

これがそのまま素材案として県民に示されてまたご意見を賜るということになるわけですが、県民の皆さまにこれを資料として出すにあたり、このところもう少しこうした方がいいよというところございましたら出してほしいんですけど。

【遠藤委員】

資料の第2の中のことで、4ページ目になるんですけど、先ほど、教育の充実というところで「食育」というのと「地産地消」というのがごっちゃになっているんですね。食育は食育だし、地産地消の概念はまた別ものだと僕は思っている。それが一緒になっているのは気に食わないというのが1点。

それから「食育」は推進するのでもいいかもしれないが、地産地消というのは、今、概念すらわかっている人とわかっていない人がいるんじゃないかな。新潟県民の中でも全員に行き届いている概念でもないような気がするんで、そこはもう普及から始めないといけないんじゃないかなと、その2点についてお願いします。

【楠原座長】

そのところいかがでしょうか。いわゆる食育と地産地消の件なんですが。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

今、先生言われましたように確かに教育の充実の中に、食育はわかりますけど地産地消が入っているのは大変恐縮でございます。「地産地消」という言葉はよく使われておりますし、先般日報さんでは逆に地消地産という提案もありました。そんなことで、これは今、遠藤委員から言われましたようにミスかなと思いますので、改めさせていただきたいと思っています。

【廣川委員】

教育の充実について、私はここを見たときに喜んだんですが、ただ出てきたのは食育で、食育という言葉が非常にもてはやされていますが、それはやっぱり氷山の一角というか上だけで、基礎基本が全く無視されたような形で世の中をそういう言葉が流れている気がします。私は、やっぱり一番の基礎基本というようなものが、学校教育の中で非常に軽視さ

れているという気がします。

最初に、担当部局の壁を取っ払った関連施策という言葉がこの懇談会の最初でお聞きしたとき、あっ学校教育で割と疎かにされている生活学みたいなものがここで脚光を浴びるのではないかと思ったんです。ところが、教育委員会でお出になっている方たちを見ると、保健体育課で、これは給食関係で、本来の学校教育の本流の内容というものが全然ここで取り上げられていないということを感じました

やはり小、中、高の生活教育というのをきちっとしていたら、いろいろなここに出てくる問題が解決されるような気がしますして、例えば風評に惑わされずというのは、基礎基本がしっかりしていればこんなことはもっと避けられるのではないかと思いますので、どうもこの教育の充実は食育というので代表されたら困るなと思います。

もう一つ、12番目の「自発的活動の支援」についても、諸団体の支援というよりは、むしろ同じ庁内なのだから、教育委員会側に働きかけて、小、中、高の生活教育の活性化みたいな、それに基づく支援というのがお願いできればと思います。

【斎藤委員】

教育の充実というところで、小中高も食教育の充実も当然重要なんですけど、一番は家庭での食教育の充実もすごく重要だと思うんですね。ここで、家庭での食教育の充実のための親の教育の充実みたいな、そういったことがどこかに入ってきてほしいなという感じがしています。

【石塚（誠）委員】

私、青少年の健全育成に関わっている立場でございしますが、子育てに似ているようなところがあるかなと私感じるんです。食育に関して、まず家庭、学校、地域社会と連携を取りながら食育の充実をはかることが必要だと思います。

【楠原座長】

ありがとうございます。そのほかに何かありませんか。

【宇田委員】

4番の県民の役割というところですけど、私もわからなくて、わかりにくい感じを受けるんですが、上の2つが責務という言葉があるせいかどうか、この役割というのも責務に近いニュアンスで書かれているのかなという気がするんですね。

そうじゃなくて、視点について、県のほうが消費者の意見とか考え方をどう拾おうとするのかそういう視点が入ってもいいんじゃないかなというのが、私の考えです。この中にくらいしか入らないんじゃないかなと思うんです。

【楠原座長】

その点、事務局どうでしょう。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

責務という言葉を使わないで役割となった経緯ですが、責務というどうしても義務的になってしまいます。県民の方々に対して、義務的な規定を課すのは安全条例の中であまり他県の例もございませんし、要は県民の方々に積極的に参加していただくための役割ということで、この部分はとらえさせていただいております。

また県民の皆さまからご意見をちょうだいするという部分につきましては、他県の制度では施策の申し出制度という風なものが入っております。ただしこの辺につきましては、皆さま方からのご意見をいただいたうえで、具体的に例えば基本計画とかそういう部分の中でまた入ってくるのではないかと予測しております。

【鶴田委員】

先ほど、食育だとか家庭教育だとか小中高の生活教育だとか色々言われたんですが、私自身もこの発言の前に食育の話をさせていただいたつもりです。やはりその辺りを踏まえた上で教育の充実をうたっていないと、難しいなと思いました。

先ほど斎藤先生がおっしゃったように家庭での教育というのを、家庭食育で食育がされるんじゃないかという話をされますと、じゃあどこで母親や家庭が、そこまで担う力が備わっているだろうかと私自身その時痛感したので、今も痛感しました。そうしたことを踏まえた上での記述があるべきだなと思いました。

廣川委員の話の中で、団体の支援というところございますけど、私は新潟市民で、いろんなところで行われるコレステロールの学習会とかいろんな学習会に参加しようと思ってさせていただいているわけですが、団体への支援というと、さっき言われたようにどこかの消費者団体とか何とか団体に支援だけするような感じがするので、そうじゃなくて広く誰でも来れるような、そういう会があったほうがいいんじゃないかなと思いました。

もう一つ言いたいんですが、具体的な目的だとか基本理念だとかここに文言が示されているわけですが、「推進を図る」だとか「明確にする」だとかそういう風にな書かれているものもあれば、「重要との視点」「重要」「重視」「配慮」というふうに、言葉に一貫性がなくてもいいのだとは思いますが、その辺りに配慮した言い回しによって、伝えていくものが違うような、とらえ方も違ってくるような気がするので、言い方に工夫があってもいいかなと私自身感じました。

【西委員】

鶴田委員に賛同するんですけども、ちょっと忘れたので今日その本持ってくればよかったなと失敗したなと思うんですけど、愛媛県のどこかの市の学校の取り組みを紹介した「何とか日本は滅びる」とかいう本があるんですよ。

その中で食育のことを言っているんですけど、やっぱり家庭でお母さんがやらなくてはだめだというのがもちろんなのだけど、今は共働きの形が多いということで、なかなか家庭ではできないので、学校でやって、生活習慣病の元を最初から、いわゆる食育というか、食べ物の例えばリンゴを食べるとどうだとか、有機質のものがどうかとか、学校の給食を通して食べさせた中で、そういうものを減らしていく。それがまた将来においてお医者さんの補助金、ああゆうものを減らしていくっていうのが載っていました。

やはり「団体」という言い方・表現を変えた中で、そういう形の中での食育というか、

本当に健康を守るというか、本当の真の食の安全という形にもっていけるような表現が含まれればなあと今の話を聞いて感じました。

【楠原座長】

だいぶ時間も迫ってきましたんですけど。

もう一つ事務局に聞いておこうと思ったんですけど、食品の安全・安心確保に関する基本的施策の中の具体例の規定内容なんですけど、この中にですね、いわゆる財政上の措置というのが必要ないのかなという感じがするんですね。食の安全・安心を進めていく上で、他県では条例の中でそういう財政上のことが書いてあるんですけど、新潟県では本当に必要ないのかな？という感じがしてるんですけど、いかがでしょう。

例えば北海道とか、群馬県とか、岐阜県とかでは「食品の安全性の確保のために必要な財政上の措置を講ずるよう努力する」というのが明確にうたわれているわけですね、新潟県の場合にこういう具体的な財政上の措置は必要なのかどうかということ、です。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

先生がおっしゃられたように、私どもの素案の中では最終的に附属機関の設置だとかについて書いてございますし、当然、色々な中で財政的な措置は必要というのは言われるとおりだと思いますので、今後の条例を制定する中では、明記する必要があるかと思います。

【遠藤委員】

また戻るんですけど、県と生産者・事業者は責務ばかりですよ。だから、先ほど知事が要するに「食と農のにいがた」というのがあると言うのなら、責務の前に第一段としてそういうことがあって、さらに責務があるんだよと。それから特に生産者の方も、安全なものを提供しているから誇りを持ってと、まあ、そこまで言えないでしょうけども、すごく新潟は良いところがあるんだと、そこを踏まえた上でというか、そういう書き方はできないものなのではないでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

小熊委員からも遠藤委員からも非常に良いご意見をいただいております。是非参考にさせていただきますと思います。

【楠原座長】

他にございませんでしょうか。ちょうど予定した 10 時 50 分になったわけなんですけど、よろしければ、たくさんのご意見を賜ったわけでございまして、この意見をうまく条例案にこれからまだ県民の意見をさらに徴収していくわけなんですけど、その骨子として、本日出ましたいろんな意見を踏まえていただきたいと思いますと考えております。

じゃあ、いったんここで 10 分間休憩して、11 時から再開させていただこうと思います。

(10 分間の休憩)

《テーマ２：新潟県食品安全条例（仮称）についての県民意見交換会について》

《テーマ３：新潟県食品安全条例（仮称）についての県民電子会議会について》

【楠原座長】

よろしいでしょうか。ちょうど 11 時になりましたので、10 分間休憩させていただきますけれども、それでは再開させていただきます。

2 つ目のテーマは、県民との意見交換会、それからもう一つは県民電子会議室の開催ですけれども、いずれも県民の皆様からの意見収集の手法ということですので、両方続けて説明の方をしていただきたいと思います。それではお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

庁内連絡会議事務局を担当させていただいております、生活衛生課食品衛生係の田浪と申します。

私の方からは県民との意見交換会について説明させていただきます。6 ページの資料№ 2 の方をご覧くださいと思います。

一応テーマとして「食の安全安心についてあなたも条例づくりに参加してみませんか」という呼びかけで開催したいと思います。この意見交換会の目的なのですが、消費者や生産者等、様々な立場の方々に参加していただいて、日頃感じている食への不安や思い、それぞれの関係者への要望等をお互いに話しあっていただいて、その過程で出てきた意見や要望を、現在制定作業を進めている食品安全条例の規定内容に反映させていきたいと考えております。

日時と場所については、6 月 18 日から 23 日の間で、新潟、上越、佐渡、長岡、柏崎の順で開催させていただきたいと思っております。各会場には 100 名程度の方が参加していただけるような形で周知していきたいと思っております。

実際の進行については、2 つのステージに区切って考えたいと思っております。最初についてはいきなり条例について意見を求めてもなかなか話していただけない部分がありますので、一般的にそれぞれの方が感じている食の安全についてや食の安全確保について、消費者であれば生産者への、生産者であれば消費者への要望等があればお互いに話していただければいいんじゃないかなと思っております。

その話を受けまして、後半には条例制定についてということで、今回前段でご説明しました骨子案の検討素材、こちらについてはこのまま説明しても難しいと思いますので、もう少しかみ砕いた資料を作成し、それを使用して説明した上で意見を伺いたいと思います。

参加者の募集については、まだ作業が遅れている部分がありますけれども、テレビの方で広報させて頂いたり、関係団体の方に周知、あと新聞・雑誌の方にも働きかけをしたいと思っております。様々な方に出ていただきたいということで、生産者や事業者の方については、関係団体を通じて積極的に出ていただくような要請をしたいと思います。

事務局側の参加者としては、こちらの庁内連絡会議の方から 4 名程度参加したいと思えますし、これはお願いなんですけれども、行政だけがその場に言って話をするよりは、可能

であれば懇談会の学識委員の方や消費者委員の方に、できる範囲でけっこうなんですがご同行いただきまして、司会のような役割ですとか発言のきっかけ作りということでご協力いただきたければと思います。意見交換会については、以上のような形で開催したいと考えております。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山崎主事】

続いて電子会議室の開設について、説明させていただきたいと思います。庁内連絡会議事務局を担当させていただいております、生活衛生課食品衛生係の山崎と申します。よろしくお願いいたします。7ページの資料№3をご覧ください。

ただ今討議していただいた条例素材案に県民の意見を広く反映させることを目的として、食の安全安心に関心のある県民の意見交換の場の一つとして、電子会議室を開設することになりました。

電子会議室とは、インターネットの中に意見を書き込める掲示板を設置しまして、そこに大勢の人々に意見を入力していただいて、お互いに意見交換を行う、仮想空間の上に作った会議場のようなものです。たとえば昼間働いていてなかなか意見を言えないとか、あるいは、遠い所に住んでいるので意見交換の場になかなか行くことができないという人々のために、時間や空間の制約をとりはらって意見交換の場を提供させて頂くものです。

今回県が設置する電子会議室の特徴といたしまして…

- ① 消費者や生産者、営業者など、様々な立場の方々に登場していただきます。
- ② 司会役がおりますので、その方が議論の進行をしていただけますので、初めての方でも気軽に議論に参加することができます。
- ③ 専門の方にも参加していただきますので、様々な専門的な情報や考え方を提供していただけます。

この電子会議室のシステムの特徴といたしまして、誰かが意見を投稿すると、他の登録者の方全員にメールで配信されますので、議論の進行状況をリアルタイムに把握することができますし、あと送られてきたメールの最後の方に電子会議室の入口に通じるアドレスが添付されておりますので、そこをクリックしていただきますと中に入れるという形になっております。このように、非常に使いやすいシステムになっております。

それから電子会議室の概要ですが、まず名称ですけども「新潟県食品安全条例(仮称)についての県民電子会議室」です。設置期間は、明日6月1日から6月30日までの1ヶ月間行います。設置場所についてですが今日はまだ設置されていないんですけども、今日の夜中の12時以降、明日になってから県の食の安全インフォメーションのホームページの中に入口を設置したいと思います。

参加方法なんですけど、まず電子会議室に参加していただくには、無責任な発言等を除外するという目的もありまして、必ず登録していただくという形になっております。登録の方法ですが、新潟県のホームページの中に、自動的に登録できるような、登録申込みの入口を設置しましたので、下記方法で簡単に登録できます。大体2通りありますので、そこに書いておきました。

まず一つ目が、新潟県ホームページの一番最初のページを開きますと、そこに注目・緊急情報というのがすぐそこから登録とか電子会議室のありますので、その中に電子会議室

の文がありますので、そこをクリックしていただくと、自動的に電子会議室の案内のページに移ります。そこから登録とか電子会議室の入口に入るという形になります。

2 番目といたしまして、新潟県のホームページの一番最初の所に、電子会議室の文が無い場合は、ちょっと下に行っていて、消費生活・食生活というところをクリックしていただくと、その中からさらに、食の安全インフォメーションをクリックしていただくと、私ども食品衛生係が作りました食の安全インフォメーションというホームページに行きますので、その中にあるトピックスという中に電子会議室についての文が必ずありますので、そこをクリックしていただくと、先ほど説明しました電子会議室の案内のページに移ります。

登録していただきますと、2 日前後でパスワード等がメールで送られてきます。土日をはさみますと、ちょっと遅くなりますのでそこはご容赦ください。電子会議室の入口に入りましたら、届いたパスワードと自分のメールアドレスを入力すれば電子会議室に参加することができます。

ここでお願いなのですが、今まで色々と条例の素材（案）の方を検討していただいたので、懇談会の委員の皆様方にも、もしインターネットを利用できる環境の方がいらっしゃいましたら、ぜひ登録していただいて、参加し意見を述べていただきたいと考えております。今日配りました封筒の中にある、緑色の電子会議室参加者募集の一般県民配布用のチラシに大体同じようなことが書いてありますし、あるいは、電子会議室の案内ページの方により詳細に書いてありますので、それらを元に判断して登録していただきたいと考えております。分からないこと等ありましたら、お問い合わせください。

最後に、議論をどのように進めていくかという大まかな内容のことですが、1 ヶ月間とちょっと開設期間が短いので、前半と後半の2 ステージに分けて、議論を進行します。前半の第1 ステージでは、大体6 月 10 日頃までですけど、食の安全安心について日頃感じていることをフリートークで語って頂きます。うまく司会の方に仕切って頂く形にしますので、そこで出てきた様々な観点等を後半の議題の素材として利用します。それから第2 ステージの方ですが、期間は6 月の最後までですが、前半で出た素材を足がかりにして、今日示した条例の骨組みに様々な肉付けしていくという形で議論を進行していきたいと考えております。

電子会議室の開設についての説明は以上です。

【楠原座長】

どうもありがとうございました。

ただ今事務局より、県民との意見交換会と県民電子会議室について、説明していただきましたけども、県民に対しまして意見を求めるというものですけども、特に意見交換会について「食の安全安心について、あなたも条例づくりに参加しませんか」というテーマで、私たち委員が会場に同行し、司会や話のきっかけ作りをお願いしたいという話がありました。また、電子会議室では興味がありそうな人への紹介や参加についてお願いがありました。ご協力できる部分は極力協力したいと思います、委員のみなさんはどのようにお考えですか。あるいは、もっとこうしたら良いなど意見はありませんか。意見交換会について、どのようにして人を集めるのか、様々な人に色々な意見をいただいて、条例案に反映

させていくので、どのようにして 100 人もの人々を集めるのか、何か案はございますでしょうか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

事務局の方から回答したいと思います。

実際のところ、普通に案内を出しても集まっていただけの方はなかなか少ないのではないかと思いますので、動員はある程度必要なのではないかと思っています。一応、6月11日にテレビで周知する機会もございますので、そこで興味を持って来ていただければと考えております。

【楠原座長】

どうもありがとうございました。

意見交換会を開催するに当たって、どのように意見を統一するかという問題があるのですが、例えば私たちが参加し、司会等少しはお話しできるかもしれませんが、何となくイメージがまだ掴めていませんけども…。できるだけ私たち懇談会のメンバーも同行したいと思っていますが…。

【渡辺委員】

ちらっと見て感じたことなんですけど、テーマが「食の安全・安心について、あなたも条例づくりに参加してみませんか？」なんですけど、「条例づくりに参加してみませんか」ということだけうたってても、これが具体的にどういうことかが書いてなくて、もう少しテーマを私たちの目を引くようにしないといけないと思います。関心がない方はこれだけだと何のチラシか全然分からないと思うんですよね。だから、チラシを見た人がテーマを見てインパクトを受けるような書き方ができないかと思いました。

【楠原委員】

多くの県民から意見を収集しないといけないので、先ほどの電子会議室のチラシではないですけども、もう少し具体的に示されて整理していただきたいと思います。

あと、開催内容についての意見等ございますでしょうか。

【斎藤委員】

進行案を拝見いたしますと、最初に県民の方からの要望を聞いた後に、行政の方から経緯を説明するという状況ですけども、まず最初に要望を言ってほしいと求められても何を言っていないかわからないし、たぶん收拾がつかなくなって、まとめる方が困るのではないかと思います。

まず最初に行政説明を行って、事業者や生産者の方達が今取り組んでいることとお話ししていただいた後に、色々と要望を聞くという形の方がスムーズに流れていくのかなと思うのですが…そうじゃないとどんな意見を出したらよいのか全く分からないという感じではないかと思います。

【楠原委員】

ありがとうございました。

【小熊委員】

参加者の募集で動員という話がありましたので、一番この問題で私たちが対象として想定するのは子供さん達だと思いますので、そこにきちんと焦点を合わせいただくことも配慮していただければいいかな、と思います。具体的には、幼稚園・保育園・小学校までのお子さんを対象にきちんと焦点を合わせて対応していただければありがたいと思います。

【楠原委員】

この前の懇談会でもその話が出ていましたけれども…他にはどなたか？

【廣川委員】

先ほどの斎藤先生のお考えと同じなのですが、むしろ第2ステージが先に来た方がいいと思います。

それからもう一つは、条例作りに参加してみませんかというよりは、条例作りの今の段階を皆さんに知っていただいて、参加というと大変大きな立場になりますので、現在の試作を共有するという形の方がよろしいのではないかと思います。

【楠原委員】

はい大変ありがとうございました。

【宇田委員】

意見交換会に関して、条例というのは一般的な言葉として非常に固いんですね。それが一番最初に出ると全体が大変固い印象になるんで、副題案として「新しい条例作りに向けて」という形で副題に条例を持ってきて、最初の本題の方はもう少し一般的な題名にした方がわかりやすいのかなと思います。

【楠原委員】

分かりました。他には？

【鶴田委員】

皆さんおっしゃってるように、テーマのところが固いなど私も感じました。条例を副題に持ってくる案は私も賛成です。

食の安全・安心という点から言うと「あなたの食に対する思い、話してみませんか？」というタイトルでもいいかなと、ふと思いつきました。それぞれ生産者は生産者の食に対する思いがあるでしょうし、食べる側の消費者である私たちも食への思いがあるでしょうし、指導する側の県としてはこんな新潟県になったらいいなという専門家の思いもあるでしょう。

先ほど私が述べた題名が問いかけとなって、副題の方で安全・安心な食を推進する条例

作りを具体的に示したらいいのではないのでしょうか。

【楠原座長】

ありがとうございました。他にありませんか。

【柳田委員】

今のご意見に賛同します。

その訴えかけ方の中に、お子さんをお持ちのお母さんたちの関心を引く文言が入ると、参加者も自然と出向いてくれるのではないかなと、楽観的な思いを抱いております。

【楠原座長】

ありがとうございました。

それでは、電子会議室の開設の方について、何かご意見は何かございませんでしょうか。先ほどの日程ですと、開設期間は6月いっぱい1ヶ月間だけ、これだけの短期間の間にどれだけアクセスがあり、意見が出てくるのか、ちょっと不安感じがするのですが、条例に対する意見聴取ですから時間的な制約があって仕方ない面があるのでしょうか、ちょっと私自身まだイメージがつかめていないものですから、そういう点はいかがでしょう、皆さん。ご意見たまわりたいのですが。

【柳田委員】

電子会議室開設のチラシも、先ほどの意見交換会で提案したものと同じアピールが入ると、若い人もアクセスしやすいのかな、と思ったんですけども…。

【渡辺委員】

電子会議室という名目ですので、インターネットができる方だけ対象なののでしょうか、ということをお聞きしたいんですね。

というのは、先ほど楠原先生もおっしゃいましたが、1ヶ月という短期間で情報がある程度集まるのかどうかというところがちょっとどうなんだろうという思いがするものですから…。それから、県民一般に広く言えることなんですけども、インターネット利用者に限りますと、それができない方もけっこういらっしゃるんですね。その方々の意見というのも意外と多いのではないかという気がするんですけどもね。

【楠原座長】

ありがとうございました。ただ今の質問について、事務局の方で回答をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山崎主事】

回答いたします。インターネットができない環境の方はどうするのか、という質問でしたが、県民の電子会議室はあくまでも意見交換の場の一つという位置づけです。

インターネットができない人々に対しては、6月の後半に県内各地で開催する意見交換会で意見を述べていただいたり、あるいは、条例の骨子ができてから7月にパブリックコ

メントという形で意見を述べていただけるという形で、そのようにいくつもアクセスできる意見交換の場を設けて、そのうちの一つとして電子会議室を開設します。

これは昼間働いていて意見が言えないとか、あるいは遠い所に住んでいて意見交換の場に行けないという人々のために開設しています。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。

【遠藤委員】

ただ一言、国の場合の懇談会や審議会答申が出た後のパブリックコメントは確か3ヶ月だったと思いますが、その点で1ヶ月はちょっと短いかなという気がするんですけども。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

予定からいたしますと、先生がおっしゃられたようにパブリックコメントは短いということですが、現時点では1ヶ月ということで予定しております。

【宇田委員】

電子会議室は実績があるんですか。

【事務局 県民生活・環境部県民生活課消費者行政係 新飯田主任】

県の第一号として、今年の3～4月の間の約2ヶ月間で、新潟県の犯罪のない安全安心まちづくり条例の制定に際して意見を聴取いたしました。終了時点で64名の方から登録がありまして、その方々から120を超える意見をいただきました。

その中では、例えば県だけではなくて、自主的に地域で防犯活動等を行っているPTAなどとの連携も是非やっていただきたいなど、かなり積極的な意見が多くて、それを条例検討委員会に議論の参考にしてもらいまとめていった経緯がございます。

それから登録者の中には、一般の県民の方だけではなくて、大学教授の方など専門家の方も登録されたということでお聞きしております。

【楠原座長】

他にどなたかいらっしゃいませんか。

【鶴田委員】

パブリックコメントが1ヶ月など、問題も多々あるような気がしないわけでもないんですが、短いけどもこの期間でパブリックコメントや電子会議室を行うという情報を、広く機会あるごとに広報してほしいんです。そうすれば目についた所で参加者が多くなるのではないかなと思うんですね。そうすることでより多くの人の小さな声が聞けるのではないかなと思っておりますので、実施に当たって広報活動を考慮していただければ、私は短くても意味あるものになるのではないかなと思いますので、そのあたりよろしく願います。

【楠原座長】

ありがとうございました。私も4、5日前に新潟日報に掲載されていた広報で初めて目にして知ったんですけども、もっと宣伝していただいて、皆さんが関心を持つようにしていただけたらと思います。

他にどなたかいらっしゃいませんか。

【遠藤委員】

細かいことですけれども、意見交換会については、大体私も曜日によって出られる日と出られない日があるんですけども、個別にスケジュール表などで日程調整をはかっていただかないと、この場では答えられないかと思っています。

【楠原座長】

後で個別に連絡があるのですか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

はい。後ほど個別に相談させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【楠原座長】

他にございますか。

【小熊委員】

電子会議室について、終わってから全部精査して提案するのも従来のパターンでいいんでしょうけども、これからは同時並行の時代が当たり前なので、時間が限られた中ですが、たぶんもう少し残していただいて延ばしていただいてもいいんじゃないでしょうか。

【楠原委員】

熱心に意見交換をして頂きました。あらかじめ予定された時間となりましたので、これでとりあえず、この場は閉じさせていただきたいと思います。

今回の意見については、これから、条例骨子案の制定に向けての取り組みをしていただく際に、十分に尊重していただくとともに、県民との意見交換を通じて県民のみなさんの意見も十分取り入れて策定作業を進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

大変熱心なご意見いただきまして、ありがとうございました。

今ほどの委員の皆様方のご意見を参考にいたしまして、さらに新潟県らしいと言いますか、新潟県の条例が皆さんから参考になるような形で策定させていただきたいと思います。

最後に、この懇談会を含め、先ほど説明いたしました、意見交換会などと条例制定のスケジュールを改めて確認したいと思います。次回の懇談会の開催等と併せて事務局から説

明させていただきます。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

事務局の山下でございます。説明させていただきます。お手元の資料の8頁をお開きいただきたいと思います。

そちらに、条例制定のスケジュールについて載せてございます。日程・条例作業日程・意見集約の方法と3つに分類されてございます。先ほど委員の皆様方からご意見をたくさんいただきましたが、意見集約の方法につきましては、まず、この食の安全・安心懇談会、電子会議室、県民との意見交換会、それから私どもが次週から予定しております食品業界等の関係者との個別の意見交換会、これらを実施して、その中でも各地域の県民との意見交換会に、その地域の方々に是非ご参加いただきたいという呼びかけをして参りたいと思っております。

条例骨子ができましたら、パブリックコメントを実施いたします。具体的な条例制定の作業日程でございますが、検討素材の作成が5月いっぱいということで、今日皆様からご意見をいただいているわけでございます。6月は、今日のご意見をもとにしたり、あるいは、県民の皆様から色々なご意見をいただきまして、条例骨子案の作成に活かしていきたいと思っております。そして、7月の議会等に骨子案の説明をいたしまして、7月19日の週でございますが、第5回の懇談会で骨子案につきまして皆様からのご意見をいただきたいと思いますと思っております。それと同時にパブリックコメントも実施いたします。そして、条例や規則の作成に取りかかりまして、法規審査を行い、できましたら9月議会の上程を目指して今のところ取り組んでいる状況でございます。よって次回の懇談会につきましては、県民の意見を踏まえた条例骨子案を策定いたしました段階で、7月19日の週に開催させていただきたいと思っております。あらかじめまた日程調整をお願いした上で、ご出席をお願いすることとしたいと思っておりますので、委員の皆様方よろしくお願いいたします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長 上村部参事】

これで本日予定しておりました内容は全て終了いたしましたので、終わりに当たりまして、福祉保健部の丸山部長より御礼を含めまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

【福祉保健部長 丸山部長 あいさつ】

本日は長時間にわたって熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございました。大変示唆に富んだご意見が多くて、感服いたしております。私どもがなぜこの条例を作るのか、もう一度われわれ行政内部でも思い起こしていきたいと思っております。

ひとつ簡単に言えば、豊かで健やかな食生活をするのが一番の目的であり、その目的を支える手段としての食品の安全・安心ということがベースにあるのだらうと思っております。食か食品かといったように、最初に議論した条例のネーミングについても色々なご意見が出ましたが、どの条例をよく見ましても、食生活を豊かにし健やかにすることが根っこにありまして、それを支えるものとしての条例という造りになっております。そうしたことがもう少し明確に出る形で、そして、新潟県が持っている豊かな食と農というものを活かしていくことが県政の発展にもつながっていく、結果的に、この条例によって県民の方々

が幸せになればいいなあという趣旨で、今日のご意見等もいただいたのかなあと受け止めております。

従来ですと、こういった懇談会の内部でご議論いただいて条例化をするのが今までの県の行政的手法でございました。今後は、こういった懇談会にとどまらず、新しい手法としての電子会議室、従来から行っております業界内の各関係団体との意見交換会、それから、先ほどは子供さんをお持ちの方々へ重点的に周知するようお話しがございましたが、一般の県民の方々への意見交換会を行いまして、条例骨子案を作成した段階でのパブリックコメント等を実施し、確かにお示しした日程は非常にタイトなので厳しいなあという実感を持っておりますけども、ご示唆いただいたとおり広報等について一生懸命やらしていただいて、できるだけ実りのある形で条例化へ向けて進めていきたいと思っております。

6月後半になりますと、委員の皆様方からもお出ましいただいて、各地での意見交換会にご出席いただくようなことも考えておりますので、ぜひよろしく願いしたいということでございます。

本日は本当にありがとうございました。